



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年6月28日金曜日 第16号

◇ 目 次 ◇  
規 則

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 ..... (薬務衛生課) ... 161
- 告 示
- 自衛官候補生の採用試験（2件） ..... (総務管理課) ... 163
- 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正 ..... (環境政策課) ... 163
- 特定希少野生動植物の指定案 ..... (自然保護課) ... 163
- 愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程の一部を改正 ..... (労政雇用課) ... 164
- 愛媛県認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程の一部を改正 ..... ("") ... 167
- 愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部を改正 ..... (林業政策課) ... 169
- 愛媛県治山事業施行規程の一部改正 ..... (森林整備課) ... 169
- 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正 ..... ("") ... 169
- 森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正 ..... ("") ... 169
- 愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正 ..... (土木管理課) ... 169
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ..... (砂防課) ... 169
- 公共測量の実施の通知 ..... (道路維持課) ... 170
- 土地改良区役員の就任届の届出 ..... (東予地方局農村整備課) ... 170
- 建設業者の許可の取消し ..... (東予地方局管理課) ... 170
- 道路の区域変更（県道大三島環状線） ..... (東予地方局今治土木事務所) ... 170
- 道路の区域変更（県道串内子線） ..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 171
- 道路の供用開始（県道大洲長浜線） ..... ("") ... 171

訓 令

- 愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令 ..... (人事課) ... 171
- 愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令 ..... (農地整備課) ... 171

公 告

- 爭議行為の通知の公表 ..... (労政雇用課) ... 174
- 愛媛県立農業大学校入学試験の実施 ..... (農政課農地・担い手対策室) ... 174
- モニタリングポスト等の購入 ..... (会計課) ... 175
- 非常用発電機等の購入 ..... ("") ... 176

監査公表

- 住民監査請求に係る監査結果の公表 ..... (監査事務局) ... 177

選挙管理委員会告示

- 愛媛県選挙公営実施規程の一部改正 ..... (選挙管理委員会) ... 202
- 愛媛県選挙事務執行規程の一部改正 ..... ("") ... 206

公営企業管理規程

- 愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程 ..... (公営企業管理局総務課) ... 209

雑 報

- 愛媛県市町村職員共済組合公告 ..... (市町振興課) ... 210

正 誤

- 令和元年6月14日付け第12号愛媛県告示第178号（愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正）中 ..... (森林整備課) ... 212

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

---

---

規則

---

## ○愛媛県規則第7号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(公衆浴場法施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）様式第1号及び様式第3号から様式第9号まで
- (2) 興行場法施行細則（昭和25年愛媛県規則第27号）様式第1号及び様式第4号から様式第10号まで
- (3) 火薬類取締法施行細則（昭和25年愛媛県規則第71号）様式第1号から様式第4号まで
- (4) 建築土法施行細則（昭和25年愛媛県規則第77号）第1号様式及び第6号様式から第9号様式まで
- (5) 建築基準法施行細則（昭和25年愛媛県規則第78号）様式第1号から様式第2号の3まで及び様式第5号から様式第9号まで
- (6) 家畜改良増殖法施行細則（昭和27年愛媛県規則第3号）第2号様式
- (7) 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）第1号様式の1から第2号様式まで
- (8) 火薬類取締法施行規則第15条の規定に基き、知事が指示する安全な場所の基準等に関する規則（昭和28年愛媛県規則第12号）様式
- (9) と畜場法施行細則（昭和29年愛媛県規則第13号）様式第2号の2、様式第6号の2及び様式第13号
- (10) 理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）様式第5号
- (11) クリーニング業法施行細則（昭和31年愛媛県規則第58号）第11号様式
- (12) 旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）様式第1号から様式第9号まで
- (13) 美容師法施行細則（昭和32年愛媛県規則第65号）様式第5号
- (14) 愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）様式第34から様式第34の3まで
- (15) 愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）様式第1号から様式第12号まで
- (16) 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）様式第12号から様式第12号の3まで、様式第12号の6から様式第17号の3まで、様式第22号の2、様式第23号から様式第23号の3まで、様式第25号から様式第28号まで、様式第30号の5、様式第30号の6及び様式第30号の8から様式第30号の20まで
- (17) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号）第2号様式
- (18) 愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県規則第21号）様式第1号から様式第15号まで
- (19) 愛媛県水道条例施行規則（昭和38年愛媛県規則第41号）様式第6号
- (20) 愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）様式第1号、様式第6号、様式第6号の2及び様式第9号
- (21) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）様式第10号
- (22) 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）様式第1号、様式第7号、様式第10号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第20号及び様式第22号
- (23) 愛媛県土地改良法施行細則（昭和40年愛媛県規則第45号）様式第3号、様式第5号から様式第10号まで、様式第12号、様式第13号及び様式第19号
- (24) 愛媛県青少年保護条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第40号）様式第2号から様式第4号まで及び様式第6号から様式第10号まで
- (25) 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和43年愛媛県規則第29号）様式第1号から様式第6号まで
- (26) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）様式第10号の2、様式第13号、様式第37号、様式第52号、様式第53号、様式第71号、様式第82号の2、様式第90号の2、様式第92号及び様式第97号から様式第99号まで
- (27) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（昭和46年愛媛県規則第3号）様式第1号から様式第6号まで
- (28) 柔道整復師法施行細則（昭和46年愛媛県規則第4号）様式第1号から様式第3号まで
- (29) 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則（昭和46年愛媛県規則第44号）様式第1号から様式第10号まで及び様式第13号
- (30) 愛媛県開発登録簿閲覧規則（昭和46年愛媛県規則第45号）様式第2号
- (31) 愛媛県卸売市場条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第26号）様式第2号から様式第5号まで、様式第7号から様式第14号まで及び様式第16号から様式第19号まで
- (32) 愛媛県自然環境保全条例施行規則（昭和49年愛媛県規則第46号）様式第2号から様式第6号まで及び様式第8号の2から様式第10号まで
- (33) 温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）様式第1号から様式第27号まで
- (34) 愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則（昭和51年愛媛県規則第82号）様式第1号及び様式第2号

- (35) 愛媛県飼料検定条例施行規則（昭和52年愛媛県規則第4号）様式第1号
- (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号、様式第7号から様式第19号まで、様式第21号及び様式第23号から様式第30号まで
- (37) 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第7号まで
- (38) 愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則（昭和54年愛媛県規則第83号）様式第1号及び様式第2号
- (39) 愛媛県自然海浜保全条例施行規則（昭和55年愛媛県規則第5号）別記様式
- (40) 保健師助産師看護師法施行細則（昭和57年愛媛県規則第20号）様式第1号から様式第12号まで
- (41) 愛媛県宅地建物取引業法施行細則（昭和58年愛媛県規則第18号）様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第8号及び様式第10号から様式第14号まで
- (42) 愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）様式第6号
- (43) 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和59年愛媛県規則第30号）様式第2号から様式第10号まで
- (44) えひめ森林公園利用規則（昭和59年愛媛県規則第35号）様式第1号及び様式第3号
- (45) 化製場等に関する法律施行細則（昭和59年愛媛県規則第54号）様式第1号から様式第10号まで
- (46) 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和60年愛媛県規則第50号）様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第8号まで
- (47) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年愛媛県規則第1号）様式第1号から様式第3号まで、様式第5号から様式第10号まで及び様式第12号から様式第14号まで
- (48) 愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則（平成8年愛媛県規則第46号）様式第1号及び様式第2号
- (49) 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）様式第1号から様式第13号まで
- (50) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成12年愛媛県規則第14号）様式第1号から様式第8号まで
- (51) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第1及び様式第1号から様式第12号まで
- (52) 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年愛媛県規則第58号）様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第8号まで
- (53) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）様式第1号から様式第12号まで
- (54) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年愛媛県規則第46号）様式第2号及び様式第3号
- (55) 牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則（平成14年愛媛県規則第58号）様式第1号から様式第4号まで
- (56) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）様式第1号から様式第15号まで
- (57) 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号）様式第1号から様式第13号まで
- (58) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年愛媛県規則第45号）様式第1号から様式第3号まで
- (59) 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則（平成18年愛媛県規則第30号）様式第1号から様式第5号まで、様式第7号から様式第9号まで、様式第11号及び様式第12号
- (60) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）様式第2号から様式第5号まで、様式第7号、様式第8号及び様式第10号から様式第23号まで
- (61) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年愛媛県規則第56号）様式第1号、様式第3号から様式第5号まで及び様式第7号から様式第9号まで
- (62) 愛媛県資源循環促進税条例施行規則（平成18年愛媛県規則第64号）様式第1号及び様式第3号から様式第14号まで
- (63) 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）様式第1号及び様式第2号
- (64) 中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則（平成20年愛媛県規則第41号）様式第5号、様式第7号、様式第8号、様式第16号、様式第31号から様式第38号まで及び様式第39号
- (65) 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成20年愛媛県規則第55号）様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第12号まで
- (66) 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則（平成20年愛媛県規則第60号）様式第1号から様式第11号まで
- (67) 愛媛県統計調査条例施行規則（平成21年愛媛県規則第15号）様式第1号及び様式第2号
- (68) 愛媛県食の安全安心推進条例施行規則（平成21年愛媛県規則第23号）様式第1号及び様式第2号
- (69) 愛媛県産業の振興及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成21年愛媛県規則第44号）様式第1号及び様式第2号
- (70) 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成27年愛媛県規則第2号）様式第1号及び様式第3号  
(愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第9備考1(5)中「日本工業規格」を「規格」に改める。

様式第1号から様式第7号まで、様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第14号から様式第24号まで及び様式第26号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

## 告 示

## ○愛媛県告示第228号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 令和元年8月31日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和元年8月31日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

## ○愛媛県告示第229号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 令和元年10月1日（火）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(男子) 令和元年10月2日（水）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(男子) 令和元年10月3日（木）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和元年9月24日（火）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

## ○愛媛県告示第230号

愛媛県汚染土壤処理業の許可等に関する指導要綱（平成22年2月愛媛県告示第169号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

別記様式注1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## ○愛媛県告示第231号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、特定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

## 1 指定の案

指定をしようとする希少野生動植物の名称（区分）	指定をしようとする理由
ヤリタナゴ（淡水魚類）	生息地が限定されており、及び生息環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

ヌマムツ（淡水魚類）	生息地が限定されており、及び生息環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。	デンジソウ（高等植物）	生育地が限定されており、及び生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
チュウガタスジシマドジョウ（淡水魚類）	生息地が限定されており、生息環境の悪化が顕著にみられ、及び愛好家による高い捕獲圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。	ミズキンバイ（高等植物）	生育地が限定されており、及び生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カジカ中卵型（淡水魚類）	生息地が限定されており、及び生息環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。	ナミキソウ（高等植物）	生育地が限定されており、及び生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヒナイシドジョウ（淡水魚類）	生息地が限定されており、生息環境の悪化が顕著にみられ、及び愛好家による高い捕獲圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。		
イシガイ（陸・淡水産貝類）	生息地が限定されており、及び生息環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。		
マツカサガイ（陸・淡水産貝類）	生息地が限定されており、及び生息環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。		

## ○愛媛県告示第232号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第11条 省略 <u>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還等)</u>	第11条 省略
第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」という。）が確定した場合（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 (1) 確定申告書の写し (2) 課税売上割合等が確認できる書類 (3) 消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合が確認できる書類	第12条 省略
2 知事は、補助金を交付した後において、前項の規定により消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書が提出された場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ぜるものとする。	
第13条 省略	第12条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

様式第1号（第3条、第4条、第14条、第15条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書

省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号（第7条、第14条、第15条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）補助事業実施状況報告書

省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号（第8条、第9条、第14条、第15条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）補助事業実績報告書

省略

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 中小企業事業主等の収支決算書（写し）を添付すること。

様式第4号（第10条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）請求書

省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

様式第1号（第3条\_\_\_\_\_関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書

省略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号（第7条\_\_\_\_\_関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）補助事業実施状況報告書

省略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号（第8条\_\_\_\_\_関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）補助事業実績報告書

省略

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この報告書には、中小企業事業主等の収支決算書（写し）を添付すること。

様式第4号（第10条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）請求書

省略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第12条関係）消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書

確定通知番号

## 消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書

年　月　日

愛媛県知事　　様

中小企業事業主等の  
所在地及び名称

代表者の住所及び氏名

印

年度認定訓練助成事業費補助金（運営費）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

1 愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）第9条の規定による補助金の確定額

金　　円也

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金　　円也

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 確定申告書の写し
- (2) 課税売上割合等が確認できる書類
- (3) 消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に規定する特定収入の割合が確認できる書類

## ○愛媛県告示第233号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程（昭和46年8月愛媛県告示第698号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第10条 省略 <u>(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還等)</u>	第10条 省略
第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」という。）が確定した場合（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 (1) 確定申告書の写し (2) 課税売上割合等が確認できる書類 (3) 消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合が確認できる書類	第11条 省略
2 知事は、補助金を交付した後において、前項の規定により消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書が提出された場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ぜるものとする。	第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第11条関係）消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書

確定通知番号

## 消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書

年　月　日

愛媛県知事　　様

市町の名称及び長の氏名又は中小  
企業事業主等の名称及び所在地並  
びにその代表者の氏名及び住所

印

年　月　日付けをもつて交付決定された認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、次のとおりです。

1 愛媛県認定訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程（昭和46年8月愛媛県告示第698号）第10条の規定による補助金の確定額

金　　円也

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金　　円也

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 確定申告書の写し
- (2) 課税売上割合等が確認できる書類
- (3) 消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に規定する特定収入の割合が確認できる書類

## ○愛媛県告示第234号

愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程（昭和60年10月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

様式第1号から様式第8号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## ○愛媛県告示第235号

愛媛県治山事業施行規程（昭和61年3月愛媛県告示第427号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

様式第3号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## ○愛媛県告示第236号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## ○愛媛県告示第237号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

様式第2号注1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## ○愛媛県告示第238号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

様式第2号から様式第4号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## ○愛媛県告示第239号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

北柴生B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を市道合同線北西側官民境界線で結んだ線、標柱13号と標柱14号を結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町		地番	標柱
四国中央市	柴生町	407番2 乙125番2 乙125番1 乙124番1	1号 2号、3号 4号、5号 6号

	乙121番1 乙118番3 乙111番2 381番 382番1 361番 397番1	7号 8号 9号 10号、11号 12号 13号 14号
--	--	--

鎌土B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町		地番	標柱
喜多郡内子町	中川	3226番 3228番 3254番 3256番 3249番 3247番 3279番	1号 2号 3号、4号 5号 6号 7号 8号

		3299番 3289番 3275番 3233番	9号 10号、11号 12号 13号
--	--	----------------------------------	-----------------------------

"	桑山尚久	新居浜市萩生641番地-1
"	鴨田順一	新居浜市萩生752番地
"	菅讓滋	新居浜市萩生351番地-1
"	土岐洋次	新居浜市萩生249番地-3
"	秋山晃徳	新居浜市萩生793番地
"	渡辺芳広	新居浜市萩生511番地
"	守谷力夫	新居浜市萩生495番地
"	守谷健治	新居浜市萩生582番地-1
監事	藤田譲	新居浜市萩生680番地
"	菅裕二	新居浜市萩生632番地-13
"	守谷正吾	新居浜市萩生472番地-2

## ○愛媛県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）  
 2 作業期間 令和元年6月11日から  
               9月30日まで  
 3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町上畠地

## 退任

役員の種類	氏名	住所
理事	福田満壽夫	新居浜市萩生491番地
"	土岐博章	新居浜市萩生272番地-2
"	飯尾博光	新居浜市萩生713番地-2
"	鴨田順一	新居浜市萩生752番地
"	大角義貞	新居浜市萩生358番地-5
"	菅裕二	新居浜市萩生632番地-13
"	秋山晃徳	新居浜市萩生793番地
"	渡辺芳広	新居浜市萩生511番地
"	守谷力夫	新居浜市萩生495番地
"	守谷健治	新居浜市萩生582番地-1
監事	桑山尚久	新居浜市萩生641番地-1
"	土岐若水	新居浜市萩生250番地-1
"	守谷正吾	新居浜市萩生472番地-2

## ○愛媛県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月28日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

## 就任

役員の種類	氏名	住所
理事	福田満壽夫	新居浜市萩生491番地
"	土岐若水	新居浜市萩生250番地-1

## ○愛媛県告示第242号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-26)第14315号	平成26年8月17日	(有)丹下園芸	丹下岩夫	今治市新谷甲1665	令和元年5月9日	造園工事業	建設業の廃止(全部)
(般-28)第216号	平成28年7月14日	(株)片上組	片上康二	今治市大西町駒甲928	令和元年5月13日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止(一部)

## ○愛媛県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大三島環状線	今治市上浦町瀬戸6353番3から 同町瀬戸6504番2まで	旧	メートル 7.8~32.6	キロメートル 0.294	
		今治市上浦町瀬戸6353番3から 同町瀬戸6504番1まで		新	12.7~76.5	0.294

## ○愛媛県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	串内子線	喜多郡内子町論田238番から 同町論田179番まで	旧	メートル 3.4~7.5	キロメートル 0.087	
			新	8.5~26.4	0.085	



## ○愛媛県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲長浜線	大洲市長浜甲19番57から 同甲15番9まで	令和元年6月28日

---

訓令

---

## ○愛媛県訓令第4号

府中一般  
各地方機関

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令

（愛媛県処務細則の一部改正）

第1条 愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7産業創出課の表2の部事務の種類の欄中「工業標準化法」を「産業標準化法」に改め、同部1の項事項の欄中「工業標準化」を「産業標準化」に改める。

（愛媛県文書管理規程の一部改正）

第3条 愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第13号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。



## ○愛媛県訓令第5号

府中一般  
地方法局

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前									
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者						知事	専決者		
部長	局長	課長	部長	局長	課長	主幹	部長	局長	課長	主幹	部長	局長	課長
農地 省略	1 ~ 4						農地 省略	1 ~ 4					
整備課	5 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関する事務	1 特定農業用ため池の指定に関すること。  (1) 指定（第7条第1項、第3項）  (2) 関係市町長の意見聴取（第7条第2項、第5項）  (3) 指定の解除（第7条第3項、第5項）  2 代執行に関すること。  (1) 防災工事の施工（第11条第1項）  (2) 防災工事の施工に要した費用の徴収（第11条第2項）											
	6 省略							5 省略					
	7 省略							6 省略					
	8 省略							7 省略					
	9 省略							8 省略					
	10 省略							9 省略					

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前									
別表第4（第4条関係）				別表第4（第4条関係）									
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者						局長	専決者		
部長	課長	主幹	部長	課長	主幹	部長	部長	課長	主幹	部長	課長	主幹	部長
農村	1 ~ 7 省略						農村	1 ~ 7 省略					

整備課	<u>8 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に</u> <u>関する事務</u>	<u>1 防災工事の施行等必要な措置の勧告（第6条）</u>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	<u>2 特定農業用ため池における制限行為の許可及び協議（第8条第1項、第3項）</u>		<input checked="" type="checkbox"/>								
	<u>3 防災工事に関する計画の変更命令等（第9条第2項、第10条）</u>		<input checked="" type="checkbox"/>								
	<u>4 施設管理権の設定に関する裁定（第13条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第4項）</u>		<input checked="" type="checkbox"/>								
	<u>5 報告徴収及び立入調査（第18条第1項、第2項）</u>		<input checked="" type="checkbox"/>								
	<u>6 身分を示す証明書の交付（第18条第4項）</u>		<input checked="" type="checkbox"/>								
	<u>7 既存農業用ため池の届出の催告（附則第2条第3項）</u>		<input checked="" type="checkbox"/>								
	<u>9 省略</u>										
備考 1 省略											
2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部2の項から6の項まで及び10の項から14の項まで並びに5の部から <u>8の部</u> までの規定を適用する。											
3 省略											
備考 1 省略											
2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部2の項から6の項まで及び10の項から14の項まで並びに5の部から <u>7の部</u> までの規定を適用する。											
3 省略											

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方局長に対する事務の委任)	(地方局長に対する事務の委任)
第13条 省略	第13条 省略
2・3 省略	2・3 省略
4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(57)の3 省略 <u>(58) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項及び附則第2条第1項の規定に基づく農業用ため池の届出の受理に関すること。</u> <u>(59) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第6条の規定に基づく防災工事の施行等必要な措置の勧告に関すること。</u> <u>(59)の2 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項及び第3項の規定に基づく特定農業用ため池における制限行為の許可及び協議に関すること。</u> <u>(59)の3 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく防災工事に関する計画の届出の受理に関すること。</u> <u>(59)の4 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第2項の規定に基づく防災工事に関する計画の変更命令に関するこ</u>	4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(57)の3 省略 <u>(58)及び(59) 削除</u>

と。

(59)の5 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条の規定に基づく防災工事の施行に関する命令に関すること。

(59)の6 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第13条第1項の規定に基づく施設管理権の設定に関する裁定に関すること。

(59)の7 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第1項及び第2項の規定に基づく報告徴収及び立入調査に関すること。

(59)の8 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第4項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

(59)の9 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第7項の規定に基づく立入調査に係る損失の補償に関すること。

(59)の10 農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第3項の規定に基づく既存農業用ため池の届出の催告に関すること。

(60)～(68) 省略

5・6 省略

(60)～(68) 省略

5・6 省略

## 附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

## 公 告

### ○公 告

#### 争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和元年6月14日あったので公表する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 (1) 2019年度夏季一時金に関する事項  
(2) 組合員の福利厚生ならびに事業所で発生した事項に関する事項  
(3) その他未解決事項の早期解決に関する事項
- 2 日時 2019年7月1日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病院名	所在地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786-13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。
- 

### ○公 告

#### 愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

令和2年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 入学試験の区分  
総合農学科及びアグリビジネス科
- 2 入学試験の期日  
(1) 総合農学科  
ア 推薦入学試験

令和元年11月5日（火）学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験（1次募集）

令和2年1月22日（水）学科試験及び面接試験

ウ 一般入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

令和2年3月5日（木）学科試験及び面接試験

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験（1次募集）

令和2年1月23日（木）学科試験及び面接試験

イ 入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

令和2年3月5日（木）学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 修業年限、募集人員及び受験資格

(1) 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（令和2年3月に卒業見込みの者を含む。） (2) (1)に掲げる者の他、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めた者	

(2) アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
リーダー養成コース	2年	10人

受験資格	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法による短期大学を卒業した者（令和2年3月に卒業見込みの者を含む。）又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者（令和2年3月に修了見込みの者を含む。）</p> <p>(2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者（令和2年3月に卒業見込みの者を含む。）</p> <p>(3) (1)に掲げる者の他、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めた者</p>	<p>愛媛県知事 中村時広</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 件名 モニタリングポスト等の購入</p> <p>(2) 購入物品名及び数量 モニタリングポスト等 12式 (使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)</p> <p>(3) 購入物品の内容等 入札説明書等による。</p> <p>(4) 納入期限 令和2年3月16日（月）</p> <p>(5) 納入場所 モニタリングポスト三崎局、モニタリングポスト双岩局、モニタリングポスト真穴局、モニタリングポスト長浜局、モニタリングポスト柴局、モニタリングポスト平野局、モニタリングポスト三瓶局、モニタリングポスト野村局、モニタリングポスト明浜局、モニタリングポスト下灘局、モニタリングポスト内子局、モニタリングポスト吉田局（詳細は仕様書に記載）</p> <p>(6) 入札方法 ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 知事の審査を受け、平成29～31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。</p> <p>(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。</p> <p>(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話 (089)912-2156</p> <p>(2) 入札書の受領期限 電子入札による場合は、令和元年8月8日（木）午前9時から同月9日（金）午前9時59分まで</p>
5 学科試験科目	<p>(1) 総合農学科</p> <p>ア 推薦入学試験</p> <p>小論文</p> <p>イ 一般入学試験（1次募集）</p> <p>国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学、理科）</p> <p>ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）</p> <p>国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学、理科）</p> <p>(2) アグリビジネス科</p> <p>ア 入学試験（1次募集）</p> <p>小論文</p> <p>イ 入学試験（2次募集）（実施する場合）</p> <p>小論文</p>	
6 入学願書受付期間	<p>(1) 総合農学科</p> <p>ア 推薦入学試験</p> <p>令和元年10月2日（水）から16日（水）まで</p> <p>イ 一般入学試験（1次募集）</p> <p>令和元年12月10日（火）から24日（火）まで</p> <p>ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）</p> <p>令和2年2月6日（木）から20日（木）まで</p>	
(2) アグリビジネス科	<p>ア 入学試験（1次募集）</p> <p>令和元年12月10日（火）から24日（火）まで</p> <p>イ 入学試験（2次募集）（実施する場合）</p> <p>令和2年2月6日（木）から20日（木）まで</p>	
(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは受け付ける。		
7 受験手続	入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。	
(1) 最終学校の調査書		
(2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル平方形のもの）		
(3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にあっては、出身高等		
学校又は中等教育学校の長の推薦書		
(4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙		
8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。		
○公 告	次のとおり一般競争入札に付する。	
令和元年6月28日		

紙入札による場合は、令和元年8月9日（金）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和元年8月9日（金）午前10時

愛媛県総務部入札室兼会議室 本館2階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和元年8月2日（金）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の成立

この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

(7) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Radiation Monitoring Post, 12 set, etc.

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 9 August 2019

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-912-2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月28日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

非常用発電機等の購入

(2) 購入物品名及び数量

非常用発電機等 9式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和2年3月16日（月）

(5) 納入場所

モニタリングステーション九町越局、モニタリングポスト湊浦局、モニタリングポスト九町局、モニタリングポスト伊方越局、モニタリングポスト川永田局、モニタリングポスト豊之浦局、モニタリングポスト加周局、モニタリングポスト大成局、原子力センター（詳細は仕様書に記載）

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29～31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中ない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

## (2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、令和元年8月8日（木）午前9時から同月9日（金）午前10時59分まで

紙入札による場合は、令和元年8月9日（金）午前10時59分まで

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

令和元年8月9日（金）午前11時

愛媛県総務部入札室 本館2階

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和元年8月2日（金）午後5時

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

## 要

## (6) 契約の成立

この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

## (7) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

## (8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

## ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Emergency Generator, 9 set, etc.

(2) Time limit of tender: 10:59 a.m., 9 August 2019

(3) For further information, please contact: Supplies  
Procurement Section, Accounting Division, Treasury  
Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho,  
Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-912-2156

## 監査公表

## ○公表第1号

平成31年4月24日付けで井川孝志から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

令和元年6月28日

愛媛県監査委員 本田和良  
同 永井一平

## 決 定 書

請求人 四国中央市 井川孝志様

平成31年4月24日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書」について、次のとおり決定する。

## 主 文

本件請求を棄却する。

## 第1 請求の内容

請求人から平成31年4月24日付けで提出された愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

## 1 請求する措置

愛媛県知事が、平成29年度に愛媛県議会議員宇高英治、同鈴木俊広、同森高康行に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、宇高英治につき金166万6109円、鈴木俊広につき金302万9935円、森高康行につき金274万2795円の返還を命じることを怠る行為は違法なので、同人らに対し各上記金額を愛媛県に返還するよう命じることを求める。

## 2 請求の理由

## (1) 政務活動費の性質と支出の適否（一般原則）

ア 愛媛県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

愛媛県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及

び第15項並びにこれに基づき制定された愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）に基づいて支給される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる。」と定めている。

条例はこれに基づき、第1条で政務活動費が「愛媛県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第7条で「議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。」こと、第10条で「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ぜることができる。」ことを、それぞれ定めている。また、条例別表では、「調査研究費」「研修費」「広聴広報費」「要請陳情等活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「事務所費」「事務費」「人件費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、愛媛県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に限って、支出が認められる。

#### イ 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」に係る、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「市政報告」には一般に、市政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- (ア) 当該支出に係る活動の全体が、会派又は所属県議会議員の「政務活動」に係る支出（「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認められ、
- (イ) 当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」又は「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認められず、
- (ウ) 当該支出に係る活動の全体が、(ア)又は(イ)のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認められ、それ以外のものについては按分率2分の1で認められる。

#### ウ 議員の説明義務と説明不十分な支出

県議会議員は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」であることについて、県及び県民に対して説明する義務を負う。条例が、第8条第1項及び第3項で議員は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第12条で何人も議長に対し収支報告書・証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、議員にその説明義務を全うさせる趣旨の規定である。

従って、議員が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適切なものと認められない。

#### (2) 宇高、鈴木、森高各議員の政務活動費支出の査定結果

愛媛県議会の宇高英治議員、鈴木俊広議員、森高康行議員は、平成29年度政務活動費として、各自金396万円を支出した。

しかるに、(1)で述べた一般基準に基づき、上記各議員が平成29年度政務活動費の収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、愛媛県職員措置請求書に別紙として添付した査定表（以下「査定表」という。）記載の支出は、「否認額」記載の金額につき、以下の理由により、適切なものと認められない。

#### ア 三議員に共通する性格の支出

##### (ア) えひめ地域政策研究所会費

宇高、鈴木、森高各議員はいずれも、「えひめ地域政策研究所」に対し「政務調査活動における共通経費」として48万円（月額4万円）を支出している。

「えひめ地域政策研究所」はその実態が不明であり、同研究所に支出する「共通経費」なるものの実態も不明なので、上記支出はその全額が違法である。

##### (イ) 自動車燃料代

宇高、鈴木、森高各議員はいずれも、自動車燃料代を、走行距離1kmあたり37円の計算で支出している。この支出は、以下の理由により違法である。

ア 政務活動費は、前述のとおり、議員が実際に支出した費用の範囲内で支出が許されるものであるところ、上記計算で算出さ

れた「燃料代」は実際に支出された金額ではない。

- b 自動車の燃料は、どのような目的のための自動車運行においても消費されるものであるから、その購入代金はその全額を政務活動費から支出することは許されず、少なくとも按分率2分の1で按分しなければ支出することが許されない。上記の計算による支出は、自動車燃料代を按分しないで支出することになる。
- c 「走行距離1kmあたり37円」の計算では、自動車燃料代は現実をはるかに超えて高額に算定されることになる。例えば、①トヨタ自動車製の乗用車中で最も燃費の悪い「ランドクルーザー」の燃費は約6km／1であり、②平成29年度のプレミアムガソリンの価格はほぼ135～150円／1なので、トヨタ・ランドクルーザーであっても平成29年度中の燃費は最大25円／kmを超えない。37円／kmの計算で計算される燃料費はそれをさらに50%上回っているので、実質的には議員が適法に支出できる燃料代をはるかに上回ることになる。

(イ) 納付

宇高、鈴木、森高各議員はいずれも、「職員の給与」を按分率1／2で按分して支出しているが、①領収書中の職員の名は墨塗りされていて不明であり、②森高議員に関しては領収書貼付用紙に職員名が「A」と記載されており議員の家族であることが疑われる。議員の家族に対する給与を政務活動費から支出することは許されないので、現況では説明不足で適切な支出と認められない。

(ロ) 会合参加費

- a 宇高議員は、四国中央市PTA定期総会（査定表補助番号7。以下括弧内の数字は、査定表の補助番号である。）、四国中央市体育協会（12）、えひめ国体公開パーティー（18）、国体総決起集会（20）、県畜産振興連絡協議会（34）、川之江地区消防年末幹部会（36）、四国中央市新年交歓会（41）、宇摩地区同郷会下期懇親会（51）の各会合につき、参加費用を支出している。
- b 鈴木議員は、四国中央市左官業組合総会（4）、生衛連合会懇親会（11）、四国中央市PTA連合会総会（15）、全国みかん生産県議会議員対策協議会（17、18。出席のための宿泊費を含む。）、燧灘防災会総会（27）、四国中央市体育協会定時評議委員会（29）、更生保護女性会三島支部会（37）、中曾根公民館落成式典（45）、国体愛媛県関係者総決起集会（46）、四国中央市消防団叙勲祝賀会（54）、愛媛県私立幼稚園教育振興大会（69）、全国みかん生産県議会議員対策協議会（71）、国民体育大会入賞選手表彰式（75）、畜産に関する意見交換会（78）、四国中央市新年交歓会（85）、三島地区の教育を考える会（91）、愛媛県体育協会表彰式（94）、宇摩地区同郷会（103）の各会合につき、参加費用を支出している。
- c 森高議員は、四国中央地域認定農業者連絡協議会（1）、生衛連合会懇親会（8）、育てる会理事会懇親会（9）、四国中央市PTA定期総会（10）、愛媛県四国中央市倫理法人会経営者の集い懇親会（11）、21世紀の愛媛を語る会例会（13、46、67）、四国中央市土居ラブリバー推進協議会総会懇親会（14）、天皇皇后両陛下愛媛県奉迎委員会設立総会懇談会（19）、愛媛県青年海外協力隊を育てる会総会懇親会（26～28。出席のための交通費を含む。）、公益財団法人オイスカ愛媛県支部幹事会及び懇親会（30）、21世紀県政研究会意見交換会（33）、21世紀の愛媛を語る会9月例会（36）、国民体育大会相撲競技会交流レセプション（42）、日韓市民友好交流フォーラム（43）、愛媛県私立幼稚園教育振興大会「私立幼稚園を考える会」懇親会（48）、「救う会愛媛」（57）、一学会研修会（65）、21世紀県政研究会意見交換会（66）、愛媛地球市民の会総会・意見交換会（71）、「えひめ国体レスリング競技成功、次なる飛躍を目指す会」（74～76）の各会合につき、参加費用を支出している。
- d 上記の各会合は、出席について会費を必要とする会合であるかどうかも不明であるが、
- (a) 会費を必要とする会合であれば、飲食を伴うものであることが疑われる（「懇親会」「パーティー」「祝賀会」等の名称のものは飲食をする会合であることが明らかである。）。飲食を伴う会合の会費を政務活動費として支出することは、それ自体違法である。
- (b) 会費を必要としない会合であれば、①その出席費用の支出は「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」とは言えないし、②公職選挙法（昭和25年法律第100号）が禁じる寄付行為に該当するのでその意味からも違法である。

(オ) 県外交通・宿泊費

- a 宇高議員は、四国中央市東京陳情同行（35）、防衛議員連盟による沖縄自衛隊視察（50）につき、交通・宿泊費を支出している。
- b 鈴木議員は、四国公共交通議員連盟役員会（7）、四国新幹線整備促進に向けて東京決起大会視察・政策調査（30）、高松～松山交通費（32。「要望活動の為の視察」）、四国公共交通議員連盟による視察研修（39）、大阪府に於いて県産品の市場調査視察（80）につき、交通・宿泊費を支出している。
- c 森高議員は、一学会出席・県東京事務所訪問（22）、一般社団法人協力隊を育てる会（東京）顧問・参与会議懇談会（37、38）、四国中央市陳情他（47）、一学会研修会（63）、日韓議連韓国視察（69）、愛媛県青年海外協力隊を育てる会2018.5.19～24スリランカ隊員視察（77。支払先墨塗り。）、日本会議地方議員連盟全国代表者会議総会等（79）、観光産業振興議員連盟徳島県視察（80、81。ガソリン・高速代含む。）、えひめ国体実行委員会第5回総会・日本会議地方議員連盟全国代表者会議等（82、83。ガソリン・高速代含む。）、愛媛県議会観光産業振興議員連盟県外視察（85）につき、交通・宿泊費を支出している。
- d これらの県外旅行については、そのいずれについてもその実質を証する資料が添付されていないので、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足であり、適正な支出と認められない。

## イ 宇高議員の支出

## (ア) 空港駐車料 (21、46)

空路で県外に旅行するための駐車と推測されるが、旅行先・旅行目的が明らかでなく、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」であることについての説明が不足で、適正な支出と認められない。

## (イ) 国体デモスポ観察宿泊費 (24)

愛媛県内子町で開催された行事に出席した際の宿泊費と推定されるが、内子町からは日帰りが可能なので、宿泊の必要性が認められない。

## (ウ) 四国中央市～松山往復JR料金 (4、5、45、52)

松山に出向く目的が不明なので、適正な支出と認められない。

## (エ) 愛媛県退職公務員連盟宇摩支部の団体会費 (6)

同団体は、愛媛県職員退職者で組織する親睦団体と推定される。その加入に要する会費は適正な支出と認められない。

## (オ) 事務所駐車料 (38)

事務所駐車場賃借料らしき支払いを1／2按分で支出しているが、支払先が 墨塗りで判明しない。家族等に対する支払であれば違法であり、その説明がない状態では適正な支出と認められない。

## ウ 鈴木議員の支出

## (ア) 松山市宿泊費・駐車料 (3、6、9、10、12、14、20、21、23、25、34、41、42、48、49、50、51、56、61、62、64、67、68、70、72、76、81、82、86、89、90、93、95、97、98、101、104、105、106、108、109)

鈴木議員は、平成29年度に、合計47回松山市で宿泊した際の宿泊料・駐車料を政務活動費として支出している。

a これらのうち、四国公共交通議員連盟役員会 (7)、国体開会式 (56)、障がい者スポーツ大会開会式 (61)、愛媛県生活衛生推進大会 (68)、愛媛県電設業協会との意見交換会 (89の一部)、建設業協会との意見交換会 (97の一部)、の各宿泊については、その目的が具体的に説明されているが、いずれも日帰りが可能であり、宿泊の必要がない。

これらについて宿泊が必要となる場合は、会合に伴って飲酒し、自動車運転が不可能となった結果宿泊する場合であるが、もしさうであれば、その宿泊は飲酒によって必要が生じたものなので、政務活動費を支出することは許されない。

b その他の宿泊の目的についての議員の説明内容は、「情報・意見交換」（国政、県政、市政、愛媛県域経済産業、異業種と業界産業、経済産業）、「調査・視察・情報収集」（果樹政策の充実、雇用政策、道路沿線商業の動向、地域活力政策、松山市の県産品政策、松山市の農産業、経済産業振興、観光業、松山市の雇用政策、農業振興、道路沿線商業の動向）、「要望活動」という非常に抽象的なもので、①その実質が明らかでないので「調査研究その他の活動に資するために必要」かどうかが不明であり、②いずれにせよ日帰り可能なはずなので、aと同様、政務活動費を支出することは許されない。

## (イ) タクシー代 (16、26、35、43、53、59、79)

議員が（おおむね四国中央市内の）各種会合に出席する際に用いたタクシー代とされている。鈴木議員は日常的には自家用車で移動しており（多額「ガソリン代」を支出しており、松山市にも自動車で赴いている。）、四国中央市内の会合出席のためにタクシーを使用する必要性が不明である。唯一考えられるタクシー利用を要する理由は、当該会合で飲酒するため帰路に自動車を運転することが不可能となることである。①飲食をする会合に出席するための費用を政務活動費から支出することは許されず、②それに要するタクシー代は「飲酒が原因で必要となった費用」であるから、その意味でも、政務活動費から支出することは許されない。

## (ウ) アルバイト代 (2、66)

按分されずに、領収書の受領者名が墨塗りされていて不明である。支払相手、及び按分を要しない理由がいずれも説明不足であり、適正な支出と認められない。

## エ 森高議員の支出

## (ア) 「森高さんを囲む会」JR運賃・宿泊代 (3、7)

当該会合は宇和島市で開催されているが、①会合の性格が不明のため「調査研究その他の活動に資するために必要」かどうかが不明であり、②日帰りが可能なはずなので宿泊の必要性が認められない。

## (イ) 「森盛会」出席費・年会費 (4、17、18、32、70)

当該会合は松山市で開催されているが、会合の性格が不明のため「調査研究その他の活動に資るために必要」かどうかが不明であり、適正な支出と認められない。

## (ウ) 「内外ニュース」関連支出 (2、16、35、88)

「年会費」(2、35、88。いわゆる「情報紙」かとも推測されるが、「会費」が半年で81,000円と非常に高額である。)、懇談会出席のための交通費(16。125のガソリン代もしかり。)などとして支出されているが、①「内外ニュース」又はその「懇談会」の性格が全く不明であり、適正な支出と認められない。

## (エ) 北方領土返還要求愛媛県民会議 (21)、愛媛日華親善協会 (49)、21世紀県政研究会 (78)

期間会費か会合参加費か不明である。①会合参加費であればア(エ)で述べた理由で違法であり、②期間会費であれば、当該団体加入が「調査研究その他の活動に資するために必要」であるとの説明が必要である。

## (オ) 空港駐車代、高速代、東京タクシー代 (50～54)

空路で東京に旅行した際の支出と推測されるが、①旅行先・旅行目的が明らかでなく「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足で、②東京でのタクシー乗車の行先・必要性についての説明がないので、適正な支出と認められない。

(カ) 業務委託費（24、58）

「iコンサルト有限会社」に対する委託料とされているが、委託の内容が不明なので、適正な支出と認められない。

(キ) ホームページ更新料（40）

議員のホームページは、調査研究以外の目的（主として議員のPR目的）にも用いられるものなので、議員が行っている按分率2／3の按分では按分不足であり、1／2の按分を要する。

(ク) 日印友好協会『バクバカリ王の誕生』視察時ガソリン代・高速代・駐車場料金（61、62）

「日印友好協会『バクバカリ王の誕生』」とは何なのかが不明なので、適正な支出と認められない。

(3) 宇高、鈴木、森高各議員の平成29年度政務活動費の支出と不当利得

ア 各議員の違法支出金額

以上の結果、宇高、鈴木、森高各議員が平成29年度の政務活動費としてした支出中、査定表記載の支出のうち「否認額」欄記載の金額の支出は、条例第5条に違反し違法である。各議員の違法支出の合計は、

宇高議員につき金166万6109円

鈴木議員につき金302万9935円

森高議員につき金274万2795円

である。

上記の違法支出金額は条例第7条及び別表に従ってなされた支出ではないので、その全額が条例第10条にいう「残余」にあたる。

イ 貢産の管理を違法に怠る事実

条例第10条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。」と定めている。

この知事の返還命令権・議員の返還義務の法的性格は、不当利得返還請求権・返還義務であり、<当該議員がその年度において行った県政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（条例第7条及び別表に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある。>ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく返還を命じないことは違法に財産の管理を怠る事実に該当することになる。

ウ 結論

よって、愛媛県知事が宇高、鈴木、森高各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を命じないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

(注) 請求の要旨は、原則として原文のまま記載した。ただし、項目番号・記号については本編に合わせて調整し、査定表は省略し、誤字・脱字であると明らかに認められるものについては、修正して記載した。

## 第2 監査の実施

本件請求は、平成31年4月24日に受け付けし、要件審査の結果、地方自治法第242条に定める要件を具備していると認め、同月26日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査委員の除斥

監査委員のうち愛媛県議會議員のうちから選任された委員については、地方自治法第199条の2の規定により、本件請求に係る監査の実施から除斥された。なお、該当する委員は、本件請求の日現在にあっては、大西渡委員及び梶谷大治委員、令和元年5月15日以降にあっては、越智忍委員及び毛利修三委員である。

### 2 証拠の提出及び陳述

請求人らに対して、地方自治法第242条第6項の規定により、令和元年5月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 3 監査実施日

令和元年5月31日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

### 4 監査対象機関

愛媛県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を対象に監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

#### (1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとき、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて条例及び愛媛県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができるものとされる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとすることが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 交付の対象（条例第2条）

愛媛県議会議員の職にある者

(イ) 政務活動費の額（条例第3条）

月額33万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 議員の通知（条例第4条）

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

(イ) 交付の決定（条例第5条）

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

(ウ) 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書（条例第8条）

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(オ) 議長の調査（条例第9条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(カ) 政務活動費の返還（条例第10条）

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(キ) 収支報告書等の保存（条例第11条）

議員から提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第12条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てができる経費の範囲（条例別表）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等（他の議員等と共同して開催するものを含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察によるものを含む。）、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

#### イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的な内容や考え方などを取りまとめた「政務活動費の事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成している。その主な記載内容は次のとおりである。

##### (ア) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額、交付の方法

##### (イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）ごとの使途基準（内容、具体例）

##### (ウ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、按分にあたっての指針、項目別の充当の考え方（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費（備品等）、人件費、政務活動費の充当が不適当な経費（参考事例））

##### (エ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載、支払証明書、会計帳簿等の整理保管

##### (オ) 資料集

地方自治法（抜粋）、公職選挙法（抜粋）、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（記載例）、規程、事業実績報告書（記載例）

##### (カ) 参考様式集

#### (3) 政務活動費の支出等の状況

平成29年度における請求対象の3議員の政務活動費の支出の状況は、次のとおりであった。

（単位：円）

氏名	交付額	充当額	残余（返還額）
宇高英治議員	3,960,000	3,960,000	0
鈴木俊広議員	3,960,000	3,960,000	0
森高康行議員	3,960,000	3,960,000	0

## 2 結果

### (1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、議員の政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の使途基準の具体的な内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支

出であると即断することはできない。

しかしながら、マニュアルは、平成24年12月の条例改正を受けて、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の手続きを進める際の参考として議長が作成したものであり、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的な内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それがマニュアルの定めに適合するか否かを基準とし、これにより難いものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

## (2) 個々の監査対象についての判断

### ア 3議員共通の事項

#### (ア) えひめ地域政策研究所会費（共－1）

請求人は、「えひめ地域政策研究所」はその実態が不明であり、同研究所に支出する「共通経費」なるものの実態も不明なので、当該支出はその全額が違法であると主張している。

これに対し、議会事務局からは、「えひめ地域政策研究所」は、松山市東雲町に所在し、自民党所属の県議会議員が構成会員となり共同で政策研究活動を行うことを目的とした団体であり、経費支出の内訳は、主として政策関連のセミナーや会議の開催に要する経費のほか、コピーディ、資料代、用紙、消耗品等の共通経費であり、使途基準等に沿った政務活動と認められるものであり、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

「えひめ地域政策研究所」での政務活動は、複数議員が共同して行う政務活動であると推定される。条例第7条では、「議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。」とされ、条例別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」が定められており、これについては、共同で実施するものが含まれるのかどうか明確ではない。しかしながら、マニュアルでは、政務活動費を「政策研究会等各種会費」に充当することを認めており、「政策研究会」等が、複数議員が共同して行う政務活動であることを想定したものであると考えられる。

条例第8条第3項では、収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しが添付されれば足りるとされており、政務活動費による支出の支出先である団体に関する書類がなくても不当であるとは言えない。

なお、「えひめ地域政策研究所」の会費は月額4万円、年額で48万円に及ぶにもかかわらず、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、毎月の会費の支払のみであり、それがその後、同研究所において年間を通じて、具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないのであって、政務活動費の使途の透明性を目的とする地方自治法の趣旨に照らして必ずしも十分とは言い難い面もあるものの（例えば、議員が当該会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて使途が明確になるのに、同じ議員が当該会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、直ちに違法不当とは言えない。

#### (イ) 自動車燃料代（共－2）

請求人は「走行距離1km当たり37円」の計算では、自動車燃料代は現実をはるかに超えて高額に算定されることになり、違法であると主張している。

しかしながら、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為及び怠る事実を対象とするものであるところ、本件請求の自動車燃料代の単価はマニュアルで定められた交通費の単価であり、こうした支出の根拠となる関係規定の内容自体の違法性、不当性の有無を対象とするものではないことから、請求人の主張は認めることはできない。

#### (ウ) 給与（共－3）

請求人は、議員の家族に対する給与を政務活動費から支出することは許されないので、領収書中の職員の名が黒塗りされていて不明である現況では説明不足で適切な支出と認められないと主張している。

これに対し、議会事務局からは、マニュアルにおいては、議員の親族を政務活動補助職員として雇用し、政務活動費を充当することは認めており、その場合は、雇用契約書を作成し、雇用条件等を明確にすること、勤務日誌や給与の支払いが確認できる書類等が必要となっていること、職員の氏名が記入されている領収書は提出されており、また、議員において整理保管することとなっている雇用契約書及び勤務実績表については、個別に確認済みであること、さらに、個人情報等の非公開情報について、条例第12条第2項の規定により、黒塗りして複写し閲覧に供していることについて説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

領収書記載の氏名からだけでは親族であるかどうかは判定できなかったものの、親族に対する給与であったとしても、マニュアルにおいて親族を雇用した場合に必要としている勤務日誌や給与の支払が確認できる書類等（雇用契約書及び勤務実績表）を議員において整理保管しており、議会事務局においてこれらの書類の内容を確認済みであることから、マニュアルを逸脱したものとは認められない。よって、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

(工) 会合参加費（共ー4）

請求人は、会費を必要とする会合であれば、飲食を伴う会合であることが疑われ、飲食を伴う会合の会費を政務活動費として支出することは、それ自体が違法であるとし、会費を必要としない会合であれば、出席費用の支出は「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」とは言えないし、公職選挙法が禁じる寄附行為に該当するのでその意味からも違法であると主張する。

これに対し、議会事務局からは、マニュアルにおいては、会合参加費等について、政務活動費を充てることができる経費の運用指針を次のとおり定めていること及び請求対象となっている会合については、いずれも活動内容や実態が政務活動と考えられるものであり、それらの会合参加に伴う支出は、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないことについて説明があった。

[マニュアル（抜粋）]

第3 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

3 項目別の充当の考え方

(2) 研修費

ア 議員が開催する研修会、講演会等

議員（他の議員や団体等と共同で開催するものも含む。）が、地方行財政等に関する研修会、講演会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、講座等を開催するために要する経費に充当できるものとする。

なお、議員が行う視察研修については、調査研究費に区分される。

イ 団体等が開催する研修会、講演会等

団体等が開催する地方行財政等に関する研修会、講演会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、講座等に、議員又は議員が雇用する職員の参加に要する経費に充当できるものとする。

ウ 会費に関する考え方

会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものである必要があり、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。

なお、議員の経営者としての資格など、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費の支出は、政務活動費の対象経費とはできない。

エ 懇親会等への出席に要する会費

議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇親会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする。

したがって、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費、会派や議員間の懇談会等の会費へは充当できない。

なお、一回当たりの限度額は1万円とする。

オ 年会費・月会費

年会費や月会費等の政務活動費からの支出については、その団体の活動内容や実態を十分勘案の上、その可否を判断すること。

(5) 会議費

ア 議員が開催する各種会議

各種会議とは、議員が開催する勉強会、政策立案のための会議、各種打合せのための会議のほか、地域との懇談会や住民相談会などである。

イ 団体等が開催する意見交換会等各種会議

国・県・市町村・各種団体等が主催する会議への参加のほか、議員として出席案内のあった公的な性格を有する式典への参加などである。

資質向上を目的とした研修費とは異なり、各種会議への参加は議員を主体としているため、雇用する職員が出席する場合は、職員個人としてではなく、議員の代理として出席することとなる。

ウ 政務活動費を充当できる経費

(ア) 議員が主催する政務活動として開催する昼（朝）食会等の経費

(イ) 議員が主催する会議での会議開催経費（会場費、機材借上費、資料代等）、茶菓提供、議員本人に係る交通費及び宿泊費

(ウ) 他者が主催する会議及びそれらに連続した懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分（一回当たりの限度額は、1万円とする。）

これらを踏まえて次のように判断した。

会合参加費への政務活動費の充当に当たって、マニュアルにおいては、名称のいかんを問わず、また、飲食を伴っているか否かを問わず、実質的な意見交換の有無を条件にしており、議会事務局において適切に審査の上、充当が認められているのであるから、マニュアルを逸脱した充当や支出は行われていない。

よって、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

なお、請求人は、会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄附行為に該当するものであると主張するが、監査委員は、各種の会合参加費を支出した議員の行為が同法の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

(オ) 県外交通・宿泊費（共ー5）

請求人は、各種の県外旅行については、そのいずれについてもその実質を証する資料が添付されていないので、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足であり、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、請求対象となっている県外調査及び視察等については、いずれも政務活動と考えられるものであり、その経費の支出は、使途基準等に沿った支出と認められるので、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルで添付が必要とされている領収書等は添付されており、マニュアルを逸脱していて不当と認められるものはないことから、請求人の主張には理由がない。

なお、条例及び規程により、各議員は、收支報告書と併せて、事業実績報告書、領収書その他の証拠書類の写しを提出することとなっている。また、マニュアルにおいては、視察経費（交通費、宿泊費等）に政務活動費を充当した場合は、原則として、領収書等貼付用紙等に実施期日、視察用務、視察場所、相手方等を記載し、行程表、パンフレット等の資料は、各議員が保管することとなっている。これに関して、視察経費に係る領収書等貼付用紙の一部にマニュアルで原則、記載が求められている視察場所、相手方等の記載がないものがあったが、これについては、議会事務局において個別に議員に照会し、確認済みである。

イ 宇高議員の支出

(ア) 空港駐車料（宇ー1）

請求人は、旅行先・旅行目的が明らかでなく、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足で、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、請求対象となっている空港駐車料については、いずれも、県外での調査及び視察に係る用務のため松山空港駐車場を利用したものであって、政務活動のための経費と認められるものであり、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

当該空港駐車料と一体となる交通費及び宿泊費の領収書が存在しており、それらの旅行目的は県外での調査及び視察という政務活動であるため、旅行先及び旅行目的が不明で、必要性が説明不足であるとする請求人の主張には理由がない。

(イ) 国体デモスポ視察宿泊費（宇ー2）

請求人は、内子町からは日帰りが可能なので、宿泊の必要性が認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、議員の居住地からの距離や競技会準備から終了までにわたる3日間の視察日程等を考慮すれば、宿泊して一連の業務を遂行することが効率的であり、宿泊することに特段の不合理は認められないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

宿泊するかどうかの判断は、単に日帰りが可能かどうかだけで決まるものではなく、これについては、行事日程や政務活動の目的達成のための必要性なども考慮して総合的に判断すべきものと考えられ、日帰りの可能なことのみをもって宿泊は認められないとする請求人の主張には理由がない。

(ウ) 四国中央市～松山往復JR料金（宇ー3）

請求人は、松山に出向く目的が不明なので、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、議員の政務活動の拠点である県庁までの往復旅費であり、不自然な頻度ではなく、政務活動のために支出されたものと推認できることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

請求対象となっている経費に係る各領収書等貼付用紙には、「事業名、使途及び内容等」の欄に、県庁での政務活動との記載があり、一見して明らかに違法不当と分かる点はないことから、マニュアル違反は認められない。よって旅行目的が不明であることをもって適正ではないとする請求人の主張は理由がない。

(エ) 愛媛県退職公務員連盟宇摩支部の団体会費（宇ー4）

請求人は、愛媛県退職公務員連盟宇摩支部は、愛媛県職員の退職者で組織する親睦団体と推定され、その加入に要する会費は適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、同団体は、県内の恩給・退職共済年金等受給者及び、現職公務員・教職員等、同連盟の賛同者・支援者で構成された団体であり、高齢者福祉・年金制度問題の情報収集・意見交換を目的としていることから、その加入に要する経費は、政務活動のための経費と認められるものであり、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

同団体は、単なる親睦団体とはいえない活動をしており、愛媛県職員退職者で組織する親睦団体であるとする請求人の推定は当たらず、同団体の会費を政務活動費で支出することは不適切であるとする請求人の主張には理由がない。

(オ) 事務所駐車料（宇ー5）

請求人は、1／2按分で支出している事務所駐車場賃借料らしき支払先が黒塗りで判明しないが、家族等に対する支払であれば違法であり、その説明がない状態では適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、支払先が記入されている領収書は提出されており、賃借の相手方は、議員の親族ではないこと、親族等に対する支払であることをもって直ちに使途基準等に適合しない支出とするような規定はマニュアルないこと、当該経費に係る按分率については、適正であることを確認済みであること、及び個人情報等の非公開情報について、条例第12条第2項の規定により、黒塗りして複写し閲覧に供していることについて説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

請求人は、支払先が黒塗りされていることで、家族等への支払いを疑っているが、マニュアルでは、親族等であったとしても、社会状況に合わせた妥当な賃料を設定し、議員本人が契約主体となった契約書を作成し、適正な会計処理をすることで、事務所駐車料の充当を認めており、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

ウ 鈴木議員の支出

(ア) 松山市宿泊費・駐車料（鈴ー1）

請求人は、宿泊の目的が具体的に説明されているものもあるがいずれも日帰りが可能であり、宿泊の必要がないこと、これが会合に伴って飲酒し、自動車運転が不可能となった結果、宿泊する場合であれば、その宿泊は飲酒によって必要が生じたものなので、政務活動費を支出することは許されないこと、及びその余の宿泊の目的の説明が非常に抽象的で、その実質が明らかでないので「調査研究その他の活動に資するために必要」かどうかが不明であり、いずれにせよ日帰り可能なはずなので、政務活動費を支出することは許されないことを主張する。

これに対し、議会事務局からは、いずれも公的な行事参加による意見交換のための政務活動、あるいは、調査研究のための視察、意見聴取・交換であるため政務活動と認められ、議員がその政務活動に伴って宿泊した経費に充当していることから、マニュアルに定める運用指針に沿った適切な処理と認められ、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

前日又は翌日の政務活動、及び政務活動の開始時間又は終了時間を勘案して宿泊の要否を判断したという点に特段の不合理はなく、請求人の主張には理由がない。

(イ) タクシ一代（鈴ー2）

請求人は、四国中央市内の会合出席のためにタクシーを使用する必要性が不明であり、唯一考えられる理由は、当該会合で飲酒するため帰路に自動車を運転することが不可能となることであるが、飲食をする会合に出席するための費用を政務活動費から支出することは許されず、それに要するタクシ一代は「飲酒が原因で必要となった費用」であるから、その意味でも、政務活動費から支出することは許されないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、マニュアルにおいては、タクシー使用に係る交通費については実費弁償を認めており、いずれも調査研究や意見交換等、政務活動のための交通費として実費弁償しているものであることから、マニュアルに定める運用指針に沿った適切な処理として認められ、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

請求対象となっているタクシー利用に係る領収書等貼付用紙に記載のある利用目的を確認したところ、いずれも不合理な点は認められない。

よって、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

(ウ) アルバイト代（鈴ー3）

請求人は、領収書の受領者名が黒塗りされており、支払の相手及び按分を要しない理由がいずれも説明不足であり、適正な支出と認められないと主張する。

これに対する議会事務局からの説明及び監査委員の判断内容は、(ア)給与（共ー3）と同じである。

エ 森高議員の支出

(ア) 「森高さんを囲む会」JR運賃・宿泊代（森ー1）

請求人は、森高さんを囲む会の性格が不明のため「調査研究その他の活動に資するために必要」かどうかが不明である。また、日帰り可能なはずなので宿泊の必要性が認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、同会は、平成13年の県立宇和島水産高等学校実習船「えひめ丸」事故関係の会合で、関係者との意見交換を行っており、政務活動であると認められ、また、往復の移動時間が5時間半以上かかることや行事日程を考慮すれば、宿泊することは、特段不合理とは認められないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものであり、不合理な点はなく、請求人の主張には理由がない。

(イ) 「森盛会」出席費・年会費（森ー2）

請求人は、森盛会の性格が不明のため「調査研究その他の活動に資るために必要」かどうかが不明であり、適正な支出と認

められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、同会は、産官出身のメンバーで県政課題の意見交換を行う会合であり、同会への出席は、政務活動と認められることから、政務活動費を充当することは違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものであり、不合理な点はなく、請求人の主張には理由がない。

(ウ) 「内外ニュース」関連支出（森－3）

請求人は、「内外ニュース」又はその「懇談会」の性格が全く不明であり、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、「(株)内外ニュース」は、内外の動きを正確に把握し、情報紙（週刊・月刊「世界と日本」）及びデジタル媒体を通じて各分野での報道を行っているほか、全国各支社等で専門家を招いた懇談会を開催しており、会費には懇談会の出席案内や週刊・月刊誌の購読料が含まれているため、これらの支出はいずれも、政務活動に必要な情報収集のための情報紙の購読及び懇談会への参加のための支出であることから、政務活動費を充当することは違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものであり、不合理な点はなく、請求人の主張には理由がない。

(エ) 北方領土返還要求愛媛県民会議、愛媛日華親善協会、21世紀県政研究会（森－4）

請求人は、会合参加費であればア(エ)述べた理由で違法であり、期間会費であれば、当該団体加入が「調査研究その他の活動に資するために必要」であるとの説明が必要であると主張する。

これに対し、議会事務局からは、マニュアルにおいては、会合参加費等について、政務活動費を充てることができる経費の運用指針を定めていること（ア(エ)会合参加費（共－4）のとおり。）及び請求対象となっている「北方領土返還要求愛媛県民会議」は、北方領土四島の一括返還促進について、県民の意識高揚を図ることを目的とする団体、「愛媛日華親善協会」は、日本と台湾との友好親善を目的とする団体、「21世紀県政研究会」は、県・市職員や民間の有識者等との政策研究会であり、これらの各会合については、いずれも活動内容や実態が政務活動と考えられるものであり、会合参加に伴う支出は、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないことについて説明があった。

これらを踏まえて、次のように判断した。

マニュアルを逸脱して違法不当と認められる点はなく、請求人の主張には理由がない。

(オ) 空港駐車代、高速代、東京タクシーダ（森－5）

請求人は、旅行先・旅行目的が明らかでなく、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足で、また、東京でのタクシー乗車の行き先・必要性についての説明がないので、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、陳情のため上京する際、松山空港駐車場、自宅から松山空港間の高速道路を利用したものであり、また、タクシーの乗車区間についても、陳情のため都内の移動に利用したことから、マニュアルに定める運用指針に適合した経費への充当であり、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

当該空港駐車代等と一連となる交通費及び宿泊費の領収書が存在しており、それらの旅行目的は東京への陳情活動という政務活動である。また、複数の陳情先へ都内を移動し、相手方との面会時間や所在を勘案した上でタクシー利用であるため、旅行先及び旅行目的が不明で、必要性について説明不足であるとする請求人の主張には理由がない。

(カ) 業務委託費（森－6）

請求人は、委託の内容が不明なので、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、県政課題について意見交換会の実施、会合開催の業務支援を委託しているものであり、政務活動費を充当することについて特段不合理はないものと考えるとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

収支報告書添付の領収書及び領収書等貼付用紙には、具体的な委託業務の内容が記載されていなかったが、議長に提出されている「平成29年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書」別紙によれば、調査研究等業務委託費の内容として、「各種会合の資料・会場準備等」と記載があり、議会事務局において、その業務委託契約書を確認していることから、委託内容が不明とする請求人の主張は当たらない。

(キ) ホームページ更新料（森－7）

請求人は、議員のホームページは、調査研究以外の目的（主として議員のPR目的）にも用いられるものなので、議員が行っている按分率2／3の按分では按分不足であり、1／2の按分を要すると主張する。

これに対し、議会事務局からは、按分比率の決め方については、政務活動が議員個々によって異なるため、マニュアルで按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によるところとなるが、2／3の按分比率に特段不合理はないものと考えるとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

議会事務局において、森高議員のホームページの掲載内容から、2／3の按分率が適正である旨を確認しており、請求人の主張は当たらない。

(ク) 日印友好協会『バクバリ王の誕生』視察時ガソリン代・高速代・駐車場料金（森－8）

請求人は、「日印友好協会『バクバリ王の誕生』」とは何なのかが不明なので、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、特定非営利活動法人「日印友好協会」は、愛媛大学教授が事務局長を務め、日本・インド及び周辺諸国との人的交流を促進し、友好関係の一層の構築を目的とした団体であって、当該経費はこの団体の会合視察時の経費であり、政務活動に要した経費として充当することは違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

国際交流が目的の団体への視察であり、領収書等の記載について不合理な点は認められないことから、請求人の主張には理由がない。

表1 平成29年度愛媛県議会議員政務活動費監査結果（総括表）

(単位：円)

議員名	政務活動費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A)-(B)
宇高英治	1,672,789	1,672,789	6,680	0
鈴木俊広	3,029,935	3,029,935	0	0
森高康行	2,722,115	2,722,115	17,800	0
合計	7,424,839	7,424,839	24,480	0

表2-(1) 平成29年度愛媛県議会議員政務活動費監査結果（個票）

【宇高英治議員】

(単位：円)

記号	補助番号	費目内訳	政務活動費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A)-(B)
<b>【3議員 共通1 えひめ地域政策研究所会費】</b>						
共-1	1	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	8	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	11	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	15	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	19	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	25	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	28	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	31	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	37	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	42	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	47	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	53	調査研究費	40,000	40,000	0	0
	小計		480,000	480,000	0	0
<b>【3議員 共通2 自動車燃料代】</b>						
共-2	2	調査研究費	40,182	40,182	0	0
共-2	9	調査研究費	51,578	51,578	0	0
共-2	13	調査研究費	56,684	56,684	0	0

共-2	16	調査研究費	80,475	80,475	0	0
共-2	22	調査研究費	76,072	76,072	0	0
共-2	26	調査研究費	53,058	53,058	0	0
共-2	29	調査研究費	48,914	48,914	0	0
共-2	32	調査研究費	54,760	54,760	0	0
共-2	39	調査研究費	29,378	29,378	0	0
共-2	43	調査研究費	31,820	31,820	0	0
共-2	48	調査研究費	45,214	45,214	0	0
共-2	54	調査研究費	44,474	44,474	0	0
	小計		612,609	612,609	0	0

## 【3議員 共通3 納入】

共-3	3	人件費	28,800	28,800	0	0
共-3	10	人件費	28,800	28,800	0	0
共-3	14	人件費	31,200	31,200	0	0
共-3	17	人件費	31,200	31,200	0	0
共-3	23	人件費	32,400	32,400	0	0
共-3	27	人件費	30,000	30,000	0	0
共-3	30	人件費	30,000	30,000	0	0
共-3	33	人件費	30,000	30,000	0	0
共-3	40	人件費	28,800	28,800	0	0
共-3	44	人件費	28,800	28,800	0	0
共-3	49	人件費	28,800	28,800	0	0
共-3	55	人件費	31,200	31,200	0	0
	小計		360,000	360,000	0	0

## 【3議員 共通4 会合参加費】

共-4	7	研修費	3,000	3,000	0	0
共-4	12	研修費	5,000	5,000	0	0
共-4	18	調査研究費	10,000	10,000	0	0
共-4	20	調査研究費	5,000	5,000	0	0

共-4	34	調査研究費	6,000	6,000	0	0
共-4	36	調査研究費	5,000	5,000	0	0
共-4	41	調査研究費	2,000	2,000	0	0
共-4	51	調査研究費	3,000	3,000	0	0
	小計		39,000	39,000	0	0
【3議員 共通5 県外交通・宿泊費】						
共-5	35	要請陳情等活動費	47,800	47,800	0	0
共-5	50	調査研究費	76,000	76,000	0	0
	小計		123,800	123,800	0	0
〔宇高議員 1 空港駐車料〕						
宇-1	21	調査研究費	2,700	2,700	0	0
宇-1	46	調査研究費	1,600	1,600	0	0
	小計		4,300	4,300	0	0
〔宇高議員 2 国体デモスボ視察宿泊費〕						
宇-2	24	調査研究費	15,200	15,200	0	0
	小計		15,200	15,200	0	0
〔宇高議員 3 四国中央市～松山往復JR料金〕						
宇-3	4	調査研究費	4,260	4,260	0	0
宇-3	5	調査研究費	4,260	4,260	0	0
宇-3	45	調査研究費	6,680	6,680	3,340	0
宇-3	52	調査研究費	6,680	6,680	3,340	0
	小計		21,880	21,880	6,680	0
〔宇高議員 4 愛媛県退職公務員連盟宇摩支部の団体会費〕						
宇-4	6	研修費	1,000	1,000	0	0
	小計		1,000	1,000	0	0
〔宇高議員 5 事務所駐車料〕						
宇-5	38	事務所費	15,000	15,000	0	0
	小計		15,000	15,000	0	0
	合計		1,672,789	1,672,789	6,680	0

表2-(2) 平成29年度愛媛県議会議員政務活動費監査結果(個票)

【鈴木俊広議員】

(単位:円)

記号	補助番号	費目内訳	政務活動費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A)-(B)
【3議員 共通1 えひめ地域政策研究所会費】						
共-1	5	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	19	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	28	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	36	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	44	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	55	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	60	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	73	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	83	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	88	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	99	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	107	調査研究費	40,000	40,000	0	0
	小計		480,000	480,000	0	0
【3議員 共通2 自動車燃料代】						
共-2	8	調査研究費	92,278	92,278	0	0
共-2	22	調査研究費	141,969	141,969	0	0
共-2	31	調査研究費	61,975	61,975	0	0
共-2	38	調査研究費	101,824	101,824	0	0
共-2	47	調査研究費	51,800	51,800	0	0
共-2	57	調査研究費	92,426	92,426	0	0
共-2	63	調査研究費	109,668	109,668	0	0
共-2	74	調査研究費	79,735	79,735	0	0
共-2	84	調査研究費	73,593	73,593	0	0
共-2	92	調査研究費	50,505	50,505	0	0
共-2	100	調査研究費	58,682	58,682	0	0
共-2	110	調査研究費	28,200	28,200	0	0

	小計		942,655	942,655	0	0
<b>【3議員 共通3 納入】</b>						
共-3	1	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	13	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	24	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	33	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	40	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	52	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	58	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	65	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	77	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	87	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	96	人件費	75,000	75,000	0	0
共-3	102	人件費	75,000	75,000	0	0
	小計		900,000	900,000	0	0

<b>【3議員 共通4 会合参加費】</b>						
共-4	4	調査研究費	5,000	5,000	0	0
共-4	11	調査研究費	5,000	5,000	0	0
共-4	15	調査研究費	3,000	3,000	0	0
共-4	17	調査研究費	6,900	6,900	0	0
共-4	18	調査研究費	10,000	10,000	0	0
共-4	27	調査研究費	5,000	5,000	0	0
共-4	29	調査研究費	5,000	5,000	0	0
共-4	37	調査研究費	10,000	10,000	0	0
共-4	45	調査研究費	3,000	3,000	0	0
共-4	46	調査研究費	5,000	5,000	0	0
共-4	54	調査研究費	10,000	10,000	0	0
共-4	69	調査研究費	7,000	7,000	0	0
共-4	71	調査研究費	10,000	10,000	0	0

共-4	75	調査研究費	5,000	5,000	0	0
共-4	78	調査研究費	6,000	6,000	0	0
共-4	85	調査研究費	2,000	2,000	0	0
共-4	91	調査研究費	3,000	3,000	0	0
共-4	94	調査研究費	5,000	5,000	0	0
共-4	103	調査研究費	3,000	3,000	0	0
	小計		108,900	108,900	0	0

## 【3議員 共通5 県外交通・宿泊費】

共-5	7	調査研究費	9,860	9,860	0	0
共-5	30	調査研究費	46,900	46,900	0	0
共-5	32	調査研究費	5,670	5,670	0	0
共-5	39	調査研究費	15,740	15,740	0	0
共-5	80	調査研究費	31,320	31,320	0	0
	小計		109,490	109,490	0	0

## 〔鈴木議員 1 松山市宿泊費・駐車料〕

鈴-1	3	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴-1	6	調査研究費	13,800	13,800	0	0
鈴-1	9	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴-1	10	調査研究費	1,000	1,000	0	0
鈴-1	12	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴-1	14	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴-1	20	調査研究費	7,900	7,900	0	0
鈴-1	21	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴-1	23	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴-1	25	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴-1	34	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴-1	41	調査研究費	21,700	21,700	0	0
鈴-1	42	調査研究費	1,000	1,000	0	0
鈴-1	48	調査研究費	6,900	6,900	0	0

鈴－1	49	調査研究費	1,000	1,000	0	0
鈴－1	50	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	51	調査研究費	1,000	1,000	0	0
鈴－1	56	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	61	調査研究費	10,800	10,800	0	0
鈴－1	62	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	64	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	67	調査研究費	7,900	7,900	0	0
鈴－1	68	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	70	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	72	調査研究費	7,900	7,900	0	0
鈴－1	76	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	81	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	82	調査研究費	7,900	7,900	0	0
鈴－1	86	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	89	調査研究費	20,700	20,700	0	0
鈴－1	90	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	93	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	95	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	97	調査研究費	13,800	13,800	0	0
鈴－1	98	調査研究費	13,800	13,800	0	0
鈴－1	101	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	104	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	105	調査研究費	14,800	14,800	0	0
鈴－1	106	調査研究費	13,800	13,800	0	0
鈴－1	108	調査研究費	6,900	6,900	0	0
鈴－1	109	調査研究費	7,900	7,900	0	0
	小計		332,300	332,300	0	0

〔鈴木議員 2 タクシー代〕						
鈴-2	16	調査研究費	5,860	5,860	0	0
鈴-2	26	調査研究費	6,830	6,830	0	0
鈴-2	35	調査研究費	6,270	6,270	0	0
鈴-2	43	調査研究費	8,340	8,340	0	0
鈴-2	53	調査研究費	3,980	3,980	0	0
鈴-2	59	調査研究費	4,180	4,180	0	0
鈴-2	79	調査研究費	1,130	1,130	0	0
	小計		36,590	36,590	0	0

## 〔鈴木議員 3 アルバイト代〕

鈴-3	2	人件費	60,000	60,000	0	0
鈴-3	66	人件費	60,000	60,000	0	0
	小計		120,000	120,000	0	0
	合計		3,029,935	3,029,935	0	0

表2-(3) 平成29年度愛媛県議会議員政務活動費監査結果（個票）

【森高康行議員】

(単位：円)

【3議員 共通1 えひめ地域政策研究所会費】						
記号	補助番号	費目内訳	政務活動費支出額 (A)	監査委員査定額 (B)	(参考) 請求人査定額	返還すべき額 (A)-(B)
共-1 5 調査研究費 40,000 40,000 0 0						
共-1	12	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	20	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	25	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	31	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	39	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	44	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	55	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	59	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	64	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	72	調査研究費	40,000	40,000	0	0
共-1	84	調査研究費	40,000	40,000	0	0

	小計		480,000	480,000	0	0
【3議員 共通2 自動車燃料代】						
共-2	90	研修費	1,110	1,110	0	0
共-2	91	研修費	370	370	0	0
共-2	92	研修費	370	370	0	0
共-2	93	研修費	1,480	1,480	0	0
共-2	94	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	95	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	96	研修費	1,480	1,480	0	0
共-2	97	研修費	1,480	1,480	0	0
共-2	98	研修費	1,110	1,110	0	0
共-2	99	研修費	1,480	1,480	0	0
共-2	100	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	101	研修費	370	370	0	0
共-2	102	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	103	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	104	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	105	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	106	研修費	1,480	1,480	0	0
共-2	107	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	108	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	109	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	110	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	111	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	112	研修費	1,480	1,480	0	0
共-2	113	研修費	370	370	0	0
共-2	115	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	116	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	117	研修費	370	370	0	0

共-2	118	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	119	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	120	研修費	370	370	0	0
共-2	121	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	122	研修費	1,480	1,480	0	0
共-2	123	研修費	1,110	1,110	0	0
共-2	124	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	125	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	126	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	127	研修費	370	370	0	0
共-2	128	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	129	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	130	研修費	555	555	0	0
共-2	131	研修費	555	555	0	0
共-2	133	研修費	370	370	0	0
共-2	134	研修費	1,110	1,110	0	0
共-2	135	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	136	研修費	1,110	1,110	0	0
共-2	137	研修費	555	555	0	0
共-2	138	研修費	370	370	0	0
共-2	139	研修費	370	370	0	0
共-2	140	研修費	370	370	0	0
共-2	141	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	142	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	144	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	145	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	146	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	147	研修費	1,110	1,110	0	0
共-2	148	研修費	5,550	5,550	0	0

共-2	149	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	150	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	151	研修費	1,110	1,110	0	0
共-2	152	研修費	5,550	5,550	0	0
共-2	154	研修費	1,480	1,480	0	0
共-2	155	研修費	1,480	1,480	0	0
	小計		204,425	204,425	0	0

## 【3議員 共通3 納入】

共-3	6	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	15	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	23	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	29	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	34	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	41	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	45	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	56	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	60	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	68	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	73	人件費	40,000	40,000	0	0
共-3	89	人件費	40,000	40,000	0	0
	小計		480,000	480,000	0	0

## 【3議員 共通4 会合参加費】

共-4	1	研修費	5,000	5,000	0	0
共-4	8	研修費	5,000	5,000	0	0
共-4	9	研修費	4,500	4,500	0	0
共-4	10	研修費	3,000	3,000	0	0
共-4	11	研修費	2,000	2,000	0	0
共-4	13	研修費	2,000	2,000	0	0
共-4	14	研修費	3,000	3,000	0	0

共-4	19	研修費	5,000	5,000	0	0
共-4	26, 27, 28	研修費	13,300	13,300	0	0
共-4	30	研修費	3,000	3,000	0	0
共-4	33	研修費	6,000	6,000	0	0
共-4	36	研修費	2,000	2,000	0	0
共-4	42	研修費	8,000	8,000	0	0
共-4	43	研修費	10,000	10,000	0	0
共-4	46	研修費	10,930	10,930	0	0
共-4	48	研修費	7,000	7,000	0	0
共-4	57	研修費	5,000	5,000	0	0
共-4	65	研修費	10,000	10,000	0	0
共-4	66	研修費	6,000	6,000	0	0
共-4	67	研修費	2,000	2,000	0	0
共-4	71	研修費	5,000	5,000	0	0
共-4	74	研修費	10,000	10,000	0	0
共-4	75、76	研修費	8,930	8,930	0	0
共-4	86、87	研修費	8,930	8,930	0	0
	小計		145,590	145,590	0	0

## 【3議員 共通5 県外交通・宿泊費】

共-5	22	研修費	43,100	43,100	0	0
共-5	37	研修費	5,000	5,000	0	0
共-5	38	研修費	87,800	87,800	0	0
共-5	47	要請陳情等活動費	39,600	39,600	0	0
共-5	63	研修費	41,400	41,400	0	0
共-5	69	研修費	38,200	38,200	0	0
共-5	77	研修費	40,000	40,000	0	0
共-5	79	研修費	55,300	55,300	0	0
共-5	80、81	研修費	7,660	7,660	0	0
共-5	82、83	研修費	8,420	8,420	0	0

共-5	85	研修費	21,787	21,787	0	0
	小計		388,267	388,267	0	0
〔森高議員 1 「森高さんを囲む会」JR運賃・宿泊代〕						
森-1	3	研修費	20,620	20,620	0	0
森-1	7	研修費	6,000	6,000	0	0
	小計		26,620	26,620	0	0
〔森高議員 2 「森盛会」出席費・年会費〕						
森-2	4	研修費	7,000	7,000	0	0
森-2	17	研修費	4,000	4,000	0	0
森-2	18	研修費	10,000	10,000	0	0
森-2	32	研修費	7,000	7,000	0	0
森-2	70	研修費	5,000	5,000	0	0
	小計		33,000	33,000	0	0
〔森高議員 3 「内外ニュース」関連支出〕						
森-3	2	研修費	81,000	81,000	0	0
森-3	16	研修費	4,620	4,620	0	0
森-3	35	研修費	81,000	81,000	0	0
森-3	88	研修費	81,000	81,000	0	0
	小計		247,620	247,620	0	0
〔森高議員 4 北方領土返還要求愛媛県民会議、愛媛日華親善協会、21世紀県政研究会〕						
森-4	21	研修費	5,000	5,000	0	0
森-4	49	研修費	10,000	10,000	0	0
森-4	78	研修費	1,000	1,000	0	0
	小計		16,000	16,000	0	0
〔森高議員 5 空港駐車代、高速代、東京タクシー代〕						
森-5	50, 51, 52, 53, 54	要請陳情等活動費	5,550	5,550	0	0
	小計		5,550	5,550	0	0
〔森高議員 6 業務委託費〕						
森-6	24	調査研究費	270,000	270,000	0	0

森－6	58	調査研究費	270,000	270,000	0	0
	小計		540,000	540,000	0	0
〔森高議員 7 ホームページ更新料〕						
森－7	40	広聴広報費	146,133	146,133	17,800	0
	小計		146,133	146,133	17,800	0
〔森高議員 8 日印友好協会『バクバリ王の誕生』視察時ガソリン代・高速代・駐車場料金〕						
森－8	61, 62	研修費	8,910	8,910	0	0
	小計		8,910	8,910	0	0
	合計		2,722,115	2,722,115	17,800	0

(注) 1 「記号」は、本文の記載と対応させるため、「3議員共通の事項」について「共」、「宇高議員の支出」について「宇」、「鈴木議員の支出」について「鈴」、「森高議員の支出」について「森」とし、番号を付している。

2 「補助番号」請求人が提出した査定表に記載された番号

3 「費目内訳」条例第7条の規定による別表に定める10種類の費目のうち該当する費目

4 「(参考) 請求人査定額」請求人が査定表において是認している額

5 請求人が森高議員の否認額として挙げている2,742,795円のうち、ガソリン代7件(38,480円)が、否認額として二重に計上されていたことから、重複分は除いて整理している。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件請求において請求人が違法不當であると主張する政務活動費の支出については、全て条例及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が3議員に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

#### 第5 意見

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適當と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費については、平成24年の地方自治法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、使途の範囲が拡大されるとともに、議長にその使途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

しかしその一方で、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生して、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められている。

以上のことと踏まえ、次のとおり要望する。

1 議員が共同して結成した政策研究会等の団体への会費の支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められることから、それとの均衡にも配慮し、議員が共同で行う政務活動として支出された経費が何に支出されたかが分かる資料(例えば収支報告書等)の提出、あるいは会派そのものの政務活動費の交付についても検討するなど、さらなる透明性の確保に努められたい。

2 全国的には、収支報告書及び領収書のホームページでの公開や活動実績の分かる書類の添付などの取組みが進んでいることに鑑み、本県においても、マニュアルの趣旨に沿って、より丁寧な説明資料が添付されるよう努めるとともに、併せて、マニュアルについて不断の見直しを行うなど、政務活動費の公開性、透明性をより高めていくよう努められたい。

令和元年6月18日

愛媛県監査委員 本田和良  
同 永井一平

選挙管理委員会告示

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

愛媛県選挙公営実施規程(昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年6月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第45条 候補者が法第168条第1項又は愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成19年愛媛県条例第51号。以下「選挙公報発行条例」という。）第3条第1項の規定による申請をするときは、県委員会が交付する別記第15号様式の原稿用紙（候補者が提出する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）に記載し、又は記録した掲載文を添え、別記第16号様式の申請書を県委員会に提出しなければならない。	第45条 候補者が法第168条第1項又は愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成19年愛媛県条例第51号。以下「選挙公報発行条例」という。）第3条第1項の規定による申請をするときは、県委員会が交付する別記第15号様式の原稿用紙
2 候補者が前項の規定により申請書を提出する場合においては、併せて候補者の上半身を撮影した写真（その裏面に党派及び氏名を記載した手札型（縦10.5センチメートル、横7.4センチメートル）の写真2枚又は電磁的記録）を提出しなければならない。	2 候補者が前項の規定により申請書を提出する場合においては、併せてその裏面に党派及び氏名を記載した写真（手札型（縦10.5センチメートル、横7.4センチメートル）上半身像）2枚
第46条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。	第46条 掲載文は、黒色の色素により記載しなければならず、前条第2項の規定により提出する写真を除き、色の濃淡がないものとしなければならない。
2 省略	2 省略
3 氏名欄には、候補者の氏名（公職選挙法施行令第88条第8項若しくは第9項又は第89条第5項の規定の適用を受けた場合においては、通称）、これに付するりがな、住所、年齢及び党派別を記載し、又は記録することができる。	3 氏名欄には、候補者の氏名（公職選挙法施行令第88条第8項若しくは第9項又は第89条第5項の規定の適用を受けた場合においては、通称）、これに付するりがな、住所、年齢及び党派別を記載することができる。
第47条 候補者が、図、イラストレーション及びこれらの類を使用する場合は、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。	第47条 候補者が、図、イラストレーション及びこれらの類を使用する場合は、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。
2～3 省略	2～3 省略
第49条 県委員会は、前3条の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があつたとき、又は掲載文の文字等が著しく小さい場合、その他当該掲載文を印刷した場合において、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該文字等の記載又は記録の訂正を求めることができる。	第49条 県委員会は、前3条の規定に違反して記載した掲載文の申請があつたとき、又は記載文の文字等が著しく小さい場合、その他次条の規定により印刷した場合において、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該文字等の記載の訂正を求めることができる。
2 省略	2 省略
第50条 削除	第50条 選挙公報は、写真製版により印刷して発行するものとする。
第51条 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするとときは県委員会が交付した別記第15号様式の原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えてその旨を、それぞれ文書をもつて県委員会に申請しなければならない。	第51条 候補者は、既に提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、これを修正しようとするとときは県委員会が交付した別記第15号様式の原稿用紙に新たに記載し直した掲載文を添えてその旨を、それぞれ文書をもつて県委員会に申請しなければならない。
2 省略	2 省略
第16号様式（公報掲載申請書）（第45条関係）	第16号様式（公報掲載申請書）（第45条関係）
省略	省略
記	記
1 掲載文及び写真 別添のとおり	1 掲載文 別紙のとおり
2 連絡の場所及び電話番号	2 写 真 2枚
	3 連絡の場所及び電話番号

別記第19号様式その2を次のように改める。

## 第19号様式（投票所内の政党等の名称等の掲示）（第57条関係）

その2

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名  (順位) (氏名)		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行 何選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示 市(町)選挙管理委員会
	優先的に当選人と なるべき候補者			
	優先的に当選人と なるべき候補者			

備考1 文字は、全て黒色で記載するものとする。

- 2 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従つて、ふりがなを付し、優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者の「順位」については横書きとする。

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年6月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																													
(開票立会人)		(開票立会人)																																													
第19条 省略		第19条 省略																																													
2 市町委員会又は開票管理者が法第62条第8項及び第9項本文の規定により開票立会人を選任するときは、承諾書を徴するものとする。		2 市町委員会又は開票管理者が法第62条第8項本文の規定により開票立会人を選任するときは、承諾書を徴するものとする。																																													
別記		別記																																													
省略		省略																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>事 項</th> <th>根 抠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>指定投票区の指定等の通知</td> <td>法第37条第7項、令第26条第3項</td> </tr> <tr> <td>16～26</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>開票立会人選任通知</td> <td>法第62条第8項、第9項、程第19条第2項</td> </tr> <tr> <td>28～42</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	事 項	根 抠 条 文	1～14	省略		15	指定投票区の指定等の通知	法第37条第7項、令第26条第3項	16～26	省略		27	開票立会人選任通知	法第62条第8項、第9項、程第19条第2項	28～42	省略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>事 項</th> <th>根 抠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>指定投票区の指定等の通知</td> <td>法37条7項、令26条2項</td> </tr> <tr> <td>16～26</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>開票立会人選任通知</td> <td>法62条8項、_____、程19条2項</td> </tr> <tr> <td>28～42</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	事 項	根 抠 条 文	1～14	省略	省略	15	指定投票区の指定等の通知	法37条7項、令26条2項	16～26	省略		27	開票立会人選任通知	法62条8項、_____、程19条2項	28～42	省略											
様式番号	事 項	根 抠 条 文																																													
1～14	省略																																														
15	指定投票区の指定等の通知	法第37条第7項、令第26条第3項																																													
16～26	省略																																														
27	開票立会人選任通知	法第62条第8項、第9項、程第19条第2項																																													
28～42	省略																																														
様式番号	事 項	根 抠 条 文																																													
1～14	省略	省略																																													
15	指定投票区の指定等の通知	法37条7項、令26条2項																																													
16～26	省略																																														
27	開票立会人選任通知	法62条8項、_____、程19条2項																																													
28～42	省略																																														
第6号様式		第6号様式																																													
省略		省略																																													
注 _____立ち会うべき時間を定めた場合には、時間を作記すること。		注 投票立会人において立ち会うべき時間を定めた場合には、時間を作記すること。																																													
第15号様式		第15号様式																																													
省略		省略																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">指定投票区の指定等</td> <td style="padding: 5px;">指定投票区の指定の取消し</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 5px;">について</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">指定関係投票区（特例指定関係投票区）の変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">公職選挙法施行令第26条第1項（第2項）の規定に基づき、</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">指定投票区を指定し、及び指定関係投票区（特例指定関係投票区）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">指定投票区の指定を取り消した</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">指定関係投票区（特例指定関係投票区）を変更した</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">）を定めた</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">から、告示の写しを添えて報告します。</td> </tr> </table>	指定投票区の指定等	指定投票区の指定の取消し	について	指定関係投票区（特例指定関係投票区）の変更		公職選挙法施行令第26条第1項（第2項）の規定に基づき、			指定投票区を指定し、及び指定関係投票区（特例指定関係投票区）			指定投票区の指定を取り消した			指定関係投票区（特例指定関係投票区）を変更した			）を定めた			から、告示の写しを添えて報告します。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">指定投票区の指定等</td> <td style="padding: 5px;">指定投票区の指定の取消し</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 5px;">について</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">指定関係投票区_____の変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">公職選挙法施行令第26条第1項の規定に基づき、</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">指定投票区を指定し、及び指定関係投票区</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">指定投票区の指定を取り消した</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">指定関係投票区_____を変更した</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">）を定めた</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">から、告示の写_____を添えて報告します。</td> </tr> </table>	指定投票区の指定等	指定投票区の指定の取消し	について	指定関係投票区_____の変更		公職選挙法施行令第26条第1項の規定に基づき、			指定投票区を指定し、及び指定関係投票区			指定投票区の指定を取り消した			指定関係投票区_____を変更した			）を定めた			から、告示の写_____を添えて報告します。		
指定投票区の指定等	指定投票区の指定の取消し	について																																													
指定関係投票区（特例指定関係投票区）の変更																																															
公職選挙法施行令第26条第1項（第2項）の規定に基づき、																																															
指定投票区を指定し、及び指定関係投票区（特例指定関係投票区）																																															
指定投票区の指定を取り消した																																															
指定関係投票区（特例指定関係投票区）を変更した																																															
）を定めた																																															
から、告示の写しを添えて報告します。																																															
指定投票区の指定等	指定投票区の指定の取消し	について																																													
指定関係投票区_____の変更																																															
公職選挙法施行令第26条第1項の規定に基づき、																																															
指定投票区を指定し、及び指定関係投票区																																															
指定投票区の指定を取り消した																																															
指定関係投票区_____を変更した																																															
）を定めた																																															
から、告示の写_____を添えて報告します。																																															

別記第31号様式その3を次のように改める。

第31号様式

### その3（参議院比例代表選出議員の選挙の場合）

参議院比例代表選出議員選挙開票結果速報（名簿届出政党等別名簿登載者（特定枠の候補者を除く）別得票数）

## 政党等の名称（届出番号）

市町名又は 開票区名		発信者		発信時刻	午	前後	時	分
		受信者		受信時刻	午	前後	時	分

- 注1 総務省指定のオンラインシステムに入力できない場合にのみ使用すること。  
2 「政党等の得票総数(b)」欄は、政党等の名称又は略称及び特定枠の候補者名が記載された投票に係る得票数を記入すること。  
なお、特定枠の候補者名が記載された投票数については別紙にて報告すること。  
3 按分による小数点以下の数がある場合には、小数点以下第3位(第4位以下を切り捨てる。)までの得票数を報告すること。

別紙

## 参議院比例代表選出議員選挙開票結果速報 (名簿届出政党等別名簿登載者(特定枠の候補者に限る)別投票数)

### 政党等の名称（届出番号）

市町名又は 開票区名		発信者		発信時刻	午	前後	時	分
		受信者		受信時刻	午	前後	時	分

注1 総務省指定のオンラインシステムに入力できない場合にのみ使用すること。

2 按分による小数点以下の数がある場合には、小数点以下第3位(第4位以下を切り捨てる。)までの投票数を報告すること。

---

---

公営企業管理規程

---

## ○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年 6月28日

愛媛県公営企業管理者 兵頭昭洋

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第16号、様式第35号、様式第37号、様式第51号、様式第53号及び様式第85号から様式第87号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

## 雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

令和元年6月28日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 管 良二

(単位:千円)

損益計算書の要旨

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金預託金管理	経過的長期預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
負担金	4,323,915	12,236,931	637,781	147,025	0	0	179,367	223,422	0	0	0	0
	450,373							0				
掛金・組合員保険料	4,313,693	7,715,096	637,779	0	0	0	0	172,646	0	0	0	0
	461,840							0				
施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	0	0	55,999	0	0	0
受取手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,511
組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,329	0
利息及び配当金	44	0	0	0	5,119	21,252	44	50	33	651,287	318	0
	5							0				
その他収入	535,425	0	0	0	0	0	81,942	133	44,577	2,169	220	82
	0							0				
補助金	28,074	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11,475							5,354				
他経理から繰入金	0	0	0	0	0	0	35,943	0	178,247	0	0	0
前年度繰越支払準備金	659,667	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0							0				
計	9,860,818	19,952,027	1,275,560	147,025	5,119	21,252	297,296	396,251	278,856	653,456	37,867	5,593
	923,693							5,354				
給付	4,373,802	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0							0				
役職員給与	0	0	0	0	0	0	114,222	14,658	45,337	20,023	7,920	360
厚生費	0	0	0	0	0	0	129	268,124	40	24	8	0
特定健康診査等費	0	0	0	0	0	0	0	23,188	0	0	0	0
旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	14,195	3,082	1,351	3,190	1,672	399
商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	0	132	0	0	0
飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費・委託管理費	0	0	0	0	0	0	8,528	292	16,710	3,148	234	181
支払利息	0	0	0	0	5,119	21,252	0	0	0	542,196	26,362	1,879

出	老人保健拠出金	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退職者給付拠出金	18,294 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前期高齢者納付金	2,571,801 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金	1,793,476 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病床転換支援金	10 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護納付金	0 932,306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会払込金・拠出金	435,163 0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,925	0
	負担金払込金・掛金払込金・ 保険料払込金	0	19,952,027	1,275,560	147,025	0	0	0	0	0	0	0
	他経理へ繰入金	35,943 0	0	0	0	0	0	0	21,000 0	0	157,247	0
	その他支出	311,808 589	0	0	0	0	0	150,531	41,265 25	165,938	22,761	4,912
	次年度繰越支払準備金	672,128 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10,212,425 932,895	19,952,027	1,275,560	147,025	5,119	21,252	287,605	371,609 5,354	229,508	748,589	44,033
	差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 351,607 △ 9,202	0	0	0	0	0	9,691	24,642 0	49,348	△ 95,133	△ 6,166
貸借対照表の要旨												
資産	流動資産	731,262	1,194,259	80,540	565	5,119	936,794	484,916	504,711	370,350	18,587,068	67,019
	固定資産	0	0	0	0	1,675,000	855,000	980	1	912,223	41,642,420	2,929,571
	繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産合計		731,262	1,194,259	80,540	565	1,680,119	1,791,794	485,896	504,712	1,282,573	60,229,488	2,996,590
負債	流動負債	24,524	1,194,259	80,540	565	0	0	8,320	11,377 2,139	4,583	55,364,655	924
	固定負債	672,128	0	0	0	1,680,119	1,791,794	254,921	48,102 0	33,389	5,957	2,610,032
	負債合計	696,652	1,194,259	80,540	565	1,680,119	1,791,794	263,241	61,618	37,972	55,370,612	2,610,956
純資産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,157,626	0	0
	利益剰余金又は欠損金(△)	30,287 4,323	0	0	0	0	0	222,655	443,094 0	86,975	4,858,876	385,634
	純資産合計	34,610	0	0	0	0	0	222,655	443,094	1,244,601	4,858,876	385,634
負債・純資産合計		731,262	1,194,259	80,540	565	1,680,119	1,791,794	485,896	504,712	1,282,573	60,229,488	2,996,590
(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の上段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの												

---

正 誤

---

## ○正 誤

令和元年6月14日付け愛媛県報第12号愛媛県告示第178号（愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正）中

ページ	箇 所	誤	正
124	改正前欄中 上から9行目	次条2号イからエまで	次条2号イから <u>エ</u> まで
124	改正後欄中 上から9行目	次条2号イからオまで	次条2号イから <u>オ</u> まで